

規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十三号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第一号（二）中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第三号中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第四号中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第五号中「田」を削る。

様式第六号中「田」を削り、「田端」を「田端」に改める。

様式第七号中「田」を削る。

様式第八号中「（田端又は記名押印）」を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。